

令和 3 年 1 2 月 2 4 日 設定

東村山市防災会議の傍聴に関する定め

第 1 目的

この定めは、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針（平成 2 1 年 5 月 2 5 日市長決裁）第 5 第 4 項の規定に基づき、東村山市防災会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 傍聴者の決定等

- 1 傍聴者の定員は、1 0 人以内とする。ただし、1 0 人を超える傍聴が可能と会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 傍聴希望者は、会場入口の受付において自己の住所・氏名を記入し、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- 3 定員を超える傍聴希望者がいる場合、抽選により決定する。ただし、第 1 項ただし書の適用を受けるときは、この限りでない。

第 3 傍聴することができない者

次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

第 4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で、飲酒、食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) 会議資料については、会長が適当と認めたもののみ配布する。
- (7) 傍聴により知り得た発言委員氏名をインターネットや広報誌等で公表してはならない。

第5 秩序の維持

- 1 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。
- 2 会長は、前項の指示に従わない傍聴者がいたときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この定めは、令和3年12月24日の会議において決定し、同日から施行する。